

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
1	01松江	05児童・家庭施策	01少子化対策・子育て支援	今後の県の保育行政について	<p>・全国市長会、全国町村会からは「保育・幼児教育については基礎自治体に任せて貰えば、都道府県の関与は必要ないのではないか」との意見が出されたようだが、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」には都道府県は広域自治体としての役割が求められている。県として、市町村における円滑な運営のための支援をどのように考えているか。</p>	<p>・市長会、町村会の発言については、それぞれの立場から考えを述べられたものと受け止めているが、地域の実情に応じたサービス給付の実施は住民に身近な市町村が担うことが適切と考える。</p> <p>・市町村が責任を持って確実にサービスを提供するには、財政面やサービス水準確保などの観点から、都道府県が市町村の業務に関する広域調整や専門性・先進性が必要な取組など、市町村におけるサービス給付の円滑な運営のために必要な技術的支援を行うことが不可欠。また、子ども・子育て支援施策のうち、都道府県が主体となっていく事業においても、その役割を果たすことが求められている。</p> <p>・このような子ども・子育て支援において都道府県が持つ役割の重要性を踏まえた上で、具体的な制度設計を行うよう、全国知事会としても国に申し入れたところ。</p> <p>・また、今後の保育制度改革の検討にあたっては、自治体の財政力格差が保育サービスの格差に繋がることのないよう、市町村や保育現場の意向も踏まえながら適切な制度設計を行うよう県としても要望しており、引き続き機会を捉えて訴えて参りたい。</p>	<p>平成22年12月に知事が国に対して次のとおり要望を行った。</p> <p>新しい保育制度の検討にあたっては国の責任を明確にし市町村や保育現場の意向を十分に踏まえ次の点に留意すること。</p> <p>①財政力の弱い自治体への財政措置</p> <p>②児童が必要なサービスが受けられる仕組みづくり</p>	青少年家庭課
2	01松江	05児童・家庭施策	01少子化対策・子育て支援	今後の県の保育行政について	<p>・幼稚園と保育所の一体化、特に内容やサービスの一体化は島根県ではどのような速度と程度で進むのか。保育所はどうすればよいのか。</p>	<p>・保育所と地域との信頼関係、人と人との繋がりや絆の強さは地域の大切な財産、大きな力であると思っている。</p> <p>・このような「地域に根ざした保育所」が幼保一体化により立ち行かなくなるとの懸念を聞かせて頂いた。幼保一体化に関しては、保育所、幼稚園、利用者など様々な意見があることから、国民的理解が得られることが必要と考えており、中国知事会としても国に要望したところ。</p> <p>・引き続き、国における議論の動向に注視し、保育現場や市町村の意見をよく伺いながら適切に対処して参りたい。</p>	回答のとおり	青少年家庭課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
3	01松江	05児童・家庭施策	01少子化対策・子育て支援	赤ちゃん一時預かりへの支援について	<ul style="list-style-type: none"> ・こそけんの主たる取組の一つに「赤ちゃんの一時預かり」がある。家で子育てを頑張っているお母さんの息抜きとして利用して貰うのが目的。託児料金が高いために二の足を踏んでおられる方がたくさんあり、何か公的に支援を貰いたいという要望がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所においても一時預かりサービスはあるが、事前面接、事前申し込みが必要で緊急時や育児中のリフレッシュなど、ちょっと預けたいと思った際に利用できるこそけんさんが実施しておられる一時預かりサービスは、非常に重要な取組と考える。 ・ただ、保育所で実施する一時預かり事業に対しては国や県の補助制度があるが、補助基準があり現在県内において保育所以外で助成を受けている施設はない。 ・今年度、県単独で「しまね子育て支援プラス事業」を創設したが、現状では該当するメニューはない。しかしながら、今後メニュー等の見直しをすることになるので、市町村等の要望を踏まえ検討していきたい。 ・事前に頂いたアンケート調査結果からの子育て中のお母さん達のご意見についても、有効に活用させて頂きたい。 ・国の「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」でも、一時預かりについて現物給付を行うことを検討されており、今後注視していきたい。 	<p>こそけんの一時預かりは認可外保育施設に該当する。現時点では認可外保育施設が実施する一時預かりに対して、県が補助金を交付することはできない。</p> <p>ただし、こそけんは子育てサロンとして登録されており、H23年度実施する「子育てサロン活動支援事業」の補助対象となる。この事業の活用により、支援することは可能。</p>	青少年家庭課
4	01松江	05児童・家庭施策	01少子化対策・子育て支援	介護者の子どもの保育所入所について	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者が勤務していないため、子どもが保育所に受け入れて貰えないが、保育所の規則を弾力的に運営できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が同居の親族の介護に常時当たっている場合などについては、保育所を利用することはもちろん問題ない。 ・保育所が受け入れるのは、「保育に欠ける児童」であり、その子どもが保育所で保育しなければならない状況か、どれくらい必要度が高いかという観点で判断している。 ・ただ、松江、出雲を中心に待機児童がいる現状であり、それぞれのご家庭の緊急性、必要性によってはしばらくお待ち頂く場合もあったのではないかと想像する。 ・県としても市町村の保育所整備などを支援し、待機児童の解消に努めているところ。個々の児童の入所について、まずは当該市町村にご相談頂きたい。 	回答のとおり	青少年家庭課
5	03出雲	05児童・家庭施策	01少子化対策・子育て支援	保育所職員の待遇改善について	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に44か所の認可保育所があるが、現在保育士不足が顕著になってきている。 ・待機児童解消のため定員を増やしても園によっては保育士不足により受け入れは困難という施設もでてきている。 ・国の職員配置基準の改善で待遇改善に結びつくような施策をするよう国に働きかけてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の確保が困難になりつつあるが要因の一つとして待遇や処遇が不十分であるのかもしれない。 ・国の運営費、補助の基準に届かないが、休日保育の対応や障がい児の受け入れなど様々なニーズのある部分は県単補助制度があり、地域独自の子育てサービスが必要な部分は県単でできるだけ使いやすい形で用意しているが、処遇改善は、本来の運営費補助でみるべきで、最低基準に反映されるべき事項。 ・国においては、保育所の専門性への期待が高くなっていることを踏まえ、保育の質の向上や財源の確保にあわせて検討されている。 ・地域の保育サービスの充実、それに必要な財源の確保について、今後も継続して国へ働きかけていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知事が、省庁担当者との意見交換（H22.11）で保育所職員配置基準、処遇の向上の必要性を訴えた。 ・子ども・子育て新システムの検討の場では、職員配置基準や処遇向上も議論されており、今後の動向を注視したい。 	青少年家庭課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
6	03出雲	05児童・家庭施策	01少子化対策・子育て支援	保育所施設整備費補助金・交付金制度の継続、拡充について	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んでいる施設があるが、安心子ども基金で平成22年度かなり施設を改修し増員した。 ・平成23年度以降の状況が全く不透明なので、地方は継続を求めていることを国に伝えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安心子ども基金については、平成23年度以降の状況は不透明。 ・平成23年度の助成が全くなくなることはないと思うが、できるだけ早く状況を示してほしいと、部長から厚生労働省に直接伝えている。 ・先月も全国知事会を通じて、安心子ども基金の継続積み増しを要望したところ。 ・詳細をつかみ次第情報提供していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安心子ども基金は国の補正予算で積み増し、延長が決定した。 ・23年度整備分については、県当初予算で所要額を確保した。 	青少年家庭課
7	03出雲	05児童・家庭施策	01少子化対策・子育て支援	乳幼児医療の助成拡充について	<ul style="list-style-type: none"> ・本年12月に制度改正があるため、市の9月補正予算に計上している。 ・就学すると一気に3割負担が生ずるため、薄くでいいので小学校に入学以降も助成制度の拡充を考えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児医療費助成は、小学校修学前までの乳幼児期の子どもは、病気の罹患率が高いこと、また重症化するケースも多いことから、疾病の早期発見早期治療が重要であるということから始まった制度。 ・乳幼児期の子供を持つ親は、概して、年齢が若く所得が少ないことが多く、乳幼児期の子どもの入院・通院に係る医療費に対して自己負担限度額を設け、それを上回る額について市町村と一緒に支援をしていこうということから制度が始まっている。 ・国の医療保険制度においては、小学校就学前は2割負担であるのに対し就学以降は3割負担となり、小学校入学にともない相対的に負担が大きくなるのがより一層親の負担感を増している。 ・仮に助成対象年齢を拡大し、就学以降の児童の自己負担率を3割未満にすると、国の療養給付費等負担金が減額されることになり、保険財政の厳しい本県においては、減額の影響について考えると助成対象を拡大することは慎重にならざるを得ない。 	回答のとおり	健康推進課
8	03出雲	05児童・家庭施策	02児童相談・児童虐待対策	児童相談所の機能・体制強化について	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を設置し、児童相談所、教育委員会と連携するとともに、要保護児童対策地域協議会を設置し要保護児童の相談を受けているが、新しい事例の相談があったときの対応には限りがあり、児童相談所に大きく期待するところ。 ・児童の命の危険等迅速な対応を求められる事例については、法的な規定により強制的な措置権を有する児童相談所なくしてはどうにもならない。 ・国から示された児童虐待防止対策にも児童相談所の人的な面の質・量とも体制強化が掲げられており、人的整備に取り組んでいただきたい。同指針では市の職員の質・量の人的整備も掲げられているが努力するのが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の改正を受け平成17年度から市町村で児童相談対応をしていただいているところ。 ・児童相談所の専門性に対する期待に答えていかなければならないと考えている。 ・県が県民へのサービス提供を将来的にやっていくために、安定的な財政運営をすることが至上命令であり、定数削減目標を掲げている状況で、児童相談所の人員を増やすことは厳しいが、専門職員の確保についてははっきり対応していく考え。 ・平成23年度も、児童福祉士の任用資格を有する者を児童福祉職として採用するため3名募集している。心理職も平成22年度に続き採用する予定。 ・従事している職員の資質向上も不可欠であり、県の職員だけでなく市町村職員や児童委員を対象とした研修を実施。 ・県の児童相談所の児童福祉職、心理職以外にも、弁護士、法医学の医師や精神科医師を非常勤で嘱託として採用しており期待される専門性に答えていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ①児童相談所の専門性の向上などを目的に、H23年度は児童福祉職2名、心理職2名を採用した。 ②職員の資質向上研修として ア) 市町村職員等専門研修会(児童福祉司任用資格認定講習会)を開催 8月、9月に県下3会場で実施、102人が受講 イ) 市町村職員ステップアップ研修を実施 H23年1月に県下2会場で実施、40人が受講 	青少年家庭課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
9	01松江	05児童・家庭施策	03里親制度	里親への委託について	<ul style="list-style-type: none"> ・松江地区里親会の受託里親は、高齢化等により減少傾向にあるが、委託希望の里親はいる。しかし、委託希望がなかなか叶えられない。 ・委託判断するとき、全ての条件合致は難しいので、一つでも条件が合えば里親に打診して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的環境における養護の充実を目的の一つとして児童福祉法が平成20年に改正され、里親制度の拡充が図られたところ。子どもが社会人として人生を歩む際の心の支えを育む意味で、家庭で養育される意義は大きく、里親委託の促進はとても重要と考える。 ・児童相談所では、子ども一人ひとりの状況を確認し、見極めた上で実親の意向や里親の方の要望など様々な要素を勘案しながら判断している。 ・ご指摘のとおり、少しでも可能性があれば里親さんに打診させて頂いており、当該児童相談所の管内に候補里親がおられない場合は、管外の里親さんへの打診や委託も行っているところ。 ・頂いた前向きなご意見を受け止め、今後とも里親の皆様と協力しながら、各児童相談所において家庭的養護、里親への委託促進に向けて取り組んで参りたい。 	<p>H23当初予算措置</p> <p>新規事業として、里親の啓発を図り、里親登録及び里親への委託の促進を図ることを目的とした「家庭生活体験事業」を実施する。</p>	青少年家庭課
10	01松江	05児童・家庭施策	03里親制度	児のグループホーム、里親制度の充実について	<ul style="list-style-type: none"> ・問題のある家庭に障がい児が生まれ、育児問題が加わるケースが多い。里親が障がい児を預かることも多いと聞くが、そのような子どもや預かる里親をサポートする支援体制も必要ではないか。 ・里親への支援、子どもの支援の充実のため、心理的支援や実際の支援も出来る児のグループホーム（育児相談や支援にも関わって貰える子どもセンター的なもの）が欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームは法制度上の規制があり、サービス利用者は一定の障がい区分に該当する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者であり、あくまで成人が対象。ご意見は承知したが、すぐに実現するのは難しいと考えている。 	回答のとおり	障がい福祉課
						<ul style="list-style-type: none"> ・保護を要する子どもに関して、障がいの有無に関わらずより家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができるよう支援することが求められており、里親委託の促進は重要と考えている。 ・平成14年に児童虐待に対応するため、専門的技術を取得した専門里親が制度化された。その後、児童福祉法改正により、非行等子どもや障がいのある子どもについても専門里親への委託の対象とされた。島根県の養育里親は、本年4月1日現在69組120人、そのうち専門里親は9人である。 ・県としては各児童相談所において、里親からの相談対応など養育支援や新規の里親登録者の開拓、里親委託の促進活動、里親会員・児童相談所職員・関係機関との交流会等を行い、緊密に連携を図っているところである。 	回答のとおり	青少年家庭課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
11	03出雲	05児童・家庭施策	03里親制度	里親について	<ul style="list-style-type: none"> ・県内施設に預けられている子どもの割合は、3施設の定員170名に対して、86%の144名である一方、出雲地区里親の委託率は16%である。 ・5月29日に行われた中国地区里親大会において、子どもの幸せより施設の運営が大事ではないかとの発言があったが、それに対する県への回答はなかった。 ・里親家族との生活は施設では得られない多くのものを与えてくれる、親の愛情、家族との絆、将来の夢や希望を与えてくれるのは親だけである。 ・県には子どもの幸せは何かということを考えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の状況は、社会的養護を必要とする子どもの7割が施設におり、残りの半分は里親に養育を委託し、残り半分が乳児院にいる乳児である。 ・子どもにとってどういう環境での養育がいいか、個々の子どもを第一に考え養育を決定しているところ。里親の元で暮らすのがいいのかもしれないが事情が許さない場合もある。 ・児童福祉法が体系化される中で、施設養護だけでは足りない、家庭的養護を必要とする子ども、特に虐待等で心に深い傷を負った子どもたちには家庭的な環境を用意した方がよい、大きな施設よりも小規模な環境の元で養育した方がよいという方向に向かっている。 ・里親というとなにか養子にとられてしまう印象があるが、養子縁組里親と育てて大きくするだけの養育里親というのものもある。 	<p>H23当初予算措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新規事業として、里親の啓発を図り、里親登録及び里親への委託の促進を図ることを目的とした「家庭生活体験事業」を実施する。 ●「家庭的養護促進事業」を継続して実施し、児童相談所等関係機関と連携して、普及啓発活動や訪問援助活動、委託瘦躯心活動等を行う。 	青少年家庭課
12	03出雲	05児童・家庭施策	03里親制度	里親に対する理解の促進について	<ul style="list-style-type: none"> ・10～15年前のこと、ある施設の施設長にその施設の子どもの里親委託に出さない理由を聞いたところ、今の人員を確保しないと予算も職員も削減される可能性があるのだと聞いた。 ・また、この3～4年、委託に出している子どもがいるか何の相談も調査もないとのこと。 ・子どもを施設に預けている方で、里親にずっと預けるのか短期的なのか詳しい説明がなく、里親にだすのを断ったという方がいる。 ・これらのことから、県は施設の子どもの里親委託に出す気がないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・里親制度について親権者や施設、広く県民に正しく理解していただくための活動を繰り返していく。 ・里親会の皆さんと一しょになって施設に行ったり、短期的に里親の元で体験することもできる仕組みになっている。 ・そのため予算も前年並みに確保している。 	同上	青少年家庭課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
13	06益田	05児童・家庭施策	03里親制度	里親と里子について	<ul style="list-style-type: none"> ・里親になろうとする人は、里子を育てたいという思いを強く持ち、すばらしい里子に巡り会いたいと思っている。 ・乳児期の里子は里親のそうした思いをきくと満足させてくれるかと思っており、里子の成長こそ、里親の一番求めるものだと思っている。できるだけ幼少期に里子の委託をして頂きたいと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・里親の皆様には自分の家庭で生活できない子ども達を、家庭で育てていただき、また里親会としても積極的に活動頂き、改めてお礼申し上げます。 ・一昨年児童福祉法が改正され、里親制度の拡充が図られたところである。子どもが成長し、社会人として人生を歩む際に精神的な支えや心の糧を育む上で、家庭で養育して頂く意義は大きく、また地域の方々とふれ合いながら支え合いながら育っていくことが非常に重要であると考えている。そうした意味からも家庭的養育や里親制度の拡充には力を入れていかねばならないと思う。 ・出来るだけ幼少期に委託をというのには里親の皆様の生の声と受け止めている。一方で児童福祉の観点からは、子どもに対して一番良いケアは何かを、子どもの年齢やおかれた環境を見極めた上で判断していくことになる。 ・頂いたご意見は児童相談所長にも伝えており、今後も各児童相談所長とともに家庭的養護、里親委託の促進に向けて取り組んでいきたい。 ・家庭的養護や里親委託促進については、地域で理解や受け入れも重要であると認識しており、こうした場でもご意見を頂き里親制度の意義や里親の皆様の日頃のご尽力について広く県民の方々に周知を図り、理解を深めて頂く事が重要と考えている。 	<p>H23当初予算措置</p> <p>新規事業として、里親の啓発を図り、里親登録及び里親への委託の促進を図ることを目的とした「家庭生活体験事業」を実施する。</p>	青少年家庭課
14	01松江	05児童・家庭施策	04その他	ネットワーク作りを継続する団体への支援について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域から若い人がいなくなっている状況があり、従来の地域に代わり子育て中のお母さん達のネットワークなどをつくり、情報共有や相互で支え合う仕組みを構築しているのが市民団体・支援団体組織であると考えている。 ・行政からの補助金などの助成は、新規のものに対しては行われるが、新規事業だけでなくネットワークを継続して行っている団体支援、団体助成があっても良いのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に若い人が少なく、代わってネットワークや支援団体に支えて貰っているのは承知しており、地域だけでなく子育てに支援頂いている団体に対しても応援したいと思っている。 ・各団体の方々といろいろ具体的にご相談させて頂きながら、どんな支援ができるか、柔軟に考えていきたいと思う。 	回答のとおり	青少年家庭課
15	05浜田	05児童・家庭施策	04その他	高齢者と子どもの交流について	<ul style="list-style-type: none"> ・ある県では、高齢者のデイサービス施設に子どもが放課後帰ってきて、認知症の方もそうでない方も一緒に遊んだり本を読んだり昔話をしたりしていると聞いた。 ・地域の空き家を利用して、地域の高齢者、子どもが毎日交流ができて、構えるのではなく日常になることが、本当の地域のコミュニティーと思いやりのあるすばらしい心が育っていくのではないかとと思う。 ・市民が関わって夢を持ちながら、地域力によって高齢者も生きる力の弱い人も支えられる、市民も行政も共同で一緒にやっていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在県内では、放課後子ども教室や放課後児童クラブが地域の実情に応じて設けられており、教育委員会と連携して子どもプランという形でそれぞれの地域の取り組みを支援している。 ・放課後児童クラブ、子ども教室が知恵を絞った創意工夫のある取り組みを、事例集としてまとめて各地でご紹介しており、今後も情報提供するなかで、このような視点が大切であることを広めていきたい。 ・また、市町村の取り組みを支援するしまね子育て支援プラス事業のメニューの中に高齢者との交流、世代間交流といったものを、公民館、児童館を拠点として活動されることを支援していくよう進めているところ。 	回答のとおり	青少年家庭課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
16	07隠岐	05児童・家庭施策	04その他	市町村への権限移譲について	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部の待機児童解消を目的として、設置基準などが緩和されているが、設置基準や職員定数は国の責任でやっていただきたいし、県も見たい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村への権限移譲とは別に、施設基準等を緩和する流れがある。 ・これまで、国が告示で定めていた基準を都道府県判断にゆだねるという法改正が国会で審議されていたが、成立しないまま、通常国会は終了した。 ・いずれ再度議論されることになるが、保育所の広さ、保育士の配置、調理室の必置などは、国が定める基準を都道府県が定める条例で従わなければならないという整理がされている。 ・現在、保育制度は大きな改革の議論がされており、都会、地方それぞれの実情があり、それを踏まえた議論がなされるよう注視しているところ。 ・見直しがされる中で、財政力の弱い自治体で保育サービスの水準が下がることのないよう財源措置を講ずるよう国に要望しているところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の最低基準を都道府県が条例に委ねる法案は引き続き審議されている。 ・この法案では、職員配置や児童一人あたりの面積などは、引き続き国の基準によることになる。 ・知事は、これまでも国に保育の質の向上や必要な財源の措置を訴えており、今後とも機会をとらえて要望を行う。 ・また、制度改革の検討の場では、職員の配置基準や処遇の向上も議論されており、この動向も注視していきたい。 	青少年家庭課